平成２９年（フ）第３４号
滋賀県甲賀市土山町前野182番地
破産者　安井　新一
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０９号
大津市南郷５丁目８番26号
破産者　土山　耕作
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８７号
大津市南郷５丁目４番６号
破産者　梅原　　建
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８３号
滋賀県甲賀市水口町八坂３番28号
破産者　岡田　秀雄（旧姓中川）
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９８号
滋賀県草津市野村１丁目25番22－103号
ウッド　ハイツ、前住所滋賀県草津市長束町113番地５
破産者　市田　秀樹
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０号
京都府舞鶴市字吉野499番地41
破産者　上園　賢治
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
高知市桟橋通１丁目８番15号　ピュアセントハウス303
破産者　酒井　美佳
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３号
熊本県人吉市下薩摩瀬町1604番地11
破産者　本山　利夫
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第２７５号
宮崎市東大宮２丁目33番１号
破産者　河野　聖児
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１７号
宮崎市村角町北田82番地１　県営住宅102棟７号
破産者　黒木　政勝
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２７５号
福岡県久留米市東櫛原町1321番地５　エトランゼ３宮本105号、前住所福岡県筑後市大字熊野946番地６
破産者　市川　勇登
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１２５号
神奈川県小田原市浜町１丁目11番23号
破産者　清水　洋子
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２６４号
福岡県中間市通谷３丁目９番17号
破産者　藤田　憲幸
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１６１５号
北海道千歳市梅ケ丘１丁目４番５号　イーストブルー101号室、住民票上の住所札幌市清田区平岡４条３丁目10番８号
破産者　趙　　景来
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６１９号
札幌市西区八軒７条東４丁目３番11号　アートヒルズ202号
破産者　伊藤　朋也
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７号
岩手県奥州市水沢区太日通り１丁目123番地８、住民票上の住所岩手県奥州市江刺区愛宕字金谷353番地10
破産者　及川　辰男
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第３５４号
仙台市泉区南光台６丁目39番40号　ハイツ・アールティ101、従前の住所仙台市青葉区立町24番23―602号
破産者　齋川　　敬
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係